

写

令和4年8月15日

高知労働局長
中村 克美 殿

高知地方最低賃金審議会
会長 近藤 啓明

高知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年6月28日付け高労発基0628第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の高知県最低賃金（時間額792円）は令和2年度の高知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、公労使共通の認識であり、中小企業・小規模事業者への支援が適切に行われるよう、本答申に当たり、下記のとおり、政府及び高知労働局に強く要望する。

記

1 政府への要望事項

最低賃金の上昇が続くことにより、経営の先行きに不透明感や不安感を抱く経営者に予測可能性を与え、不安を解消するためにも、今後の最低賃金増額のロードマップを明示するとともに、それとセットで、長期的視点からの支援策の構築に取り組んでいただきたい。なお、当面、次の施策について検討いただきたい。

- (1) 生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。
- (2) 生産性向上の支援について、可能な限り多くの中小企業・小規模事業者が

写

各種助成金を受給できるよう一層の取組を進めること。特に、業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性のある支援を拡充すること。

なお、業務改善助成金の使い勝手の悪さを指摘する声は各所から上がっているところ、現に利用件数が伸び悩んでいることからしても制度を見直す必要があることは明らかである。現場に出てヒアリングを行うなどにより、実体験に基づくこうした声を拾い、そこから得られた知見に基づく実効性ある支援を行っていくべきである。

- (3) 下請取引の適正化に関し、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるように、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境の整備を図ること。
- (4) そのほか、中小企業・小規模事業者の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者に対する省庁横断的な思い切った支援策を実行すること。

具体的には、次のような課題について協議・検討を早急に開始していただきたい。また、その協議・検討結果については、毎年、各地方最低賃金審議会に報告を行っていただきたい。

ア 最低賃金の引上げは扶養控除の範囲内で働きたいと希望する労働者の実労働時間の減少につながるものであって、人手不足の現状に悩む事業者にとっては看過できない問題である。税・社会保障制度を含めて検討していただきたい。

イ 最低賃金引上げの影響を受ける企業にとって社会保険料の増額部分については大きな負担である。例えば、中小企業・小規模事業者に対する一時的な減免措置などの可能性を検討していただきたい。

ウ 人口減少の問題を抱える地方にあって、常にマンパワー不足に悩まされつつ地域経済を支えている中小企業・小規模事業者にとっては、各種補助金等の申請のハードルが高くなっている可能性がある。これを手助けする実効性ある方策を検討していただきたい。

2 高知労働局への要望事項

- (1) 中小企業・小規模事業者に対する各種支援策について、一層の利用及び活用を促進すること。特に、最低賃金の効力発生日を踏まえ、周知広報と一層の利用及び活用の促進を図ること。
- (2) 行政機関が民間企業に業務委託等を行っている場合に、当該民間企業が最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること。
- (3) 今後、政府において中小企業・小規模事業者に対する支援策の改善等が行われた場合は、迅速に事業主に周知し、利用及び活用促進を図ること。

写

別紙 1

高 知 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
高知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 8 5 3 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

高知県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 高知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 1 0 月 3 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18 ~ 19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の高知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値（高知県内生活保護受給世帯数加重平均）を加えた金額（91,648 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 2 年 1 0 月 3 日発効の高知県最低賃金の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると高知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$792 \text{ 円} (\text{高知県最低賃金}) \times 173.8 \text{ 時間} (\text{1 箇月平均法定労働時間}) \\ \times 0.817 (\text{可処分所得の総所得に対する比率}) = 112,460 \text{ 円}$$

時間給 792 円で月 173.8 時間働いた場合の令和 2 年の税、社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率